

令和8年
10月から

第1子の年齢にかかわらず
**第2子以降の
保育料**

0 円

所得制限なし！

手続き原則不要！



河内長野市では、令和8年10月から、第1子の年齢や世帯の所得にかかわらず、保育所・認定こども園等を利用する第2子以降の保育料を完全無償化します。

*河内長野市内に住民登録がある家庭が対象 *認可外保育施設や一時預かり事業等は対象外

従来			令和8年10月から		
小学生以上	小学生以上 第1子としてカウントしない	対象外	 第1子	小学生以上 第1子としてカウントする	小学生以上
	*3~5歳児クラスは、第何子でも無償		*3~5歳児クラスは、第何子でも無償		
未就学児（0~2歳児クラス）	通常保育料 全額	第1子	 第2子	無償	未就学児（0~2歳児クラス）
	半額	第2子	 第3子	無償	
	無償	第3子	 第4子	無償	

*令和8年10月からは、保育料がかかるのは、第1子が0~2歳児クラスを利用する場合のみとなります。

問合せ

河内長野市 こどもまんな課 ☎0721-53-1111(代)

詳細はこちらから→

